

定 款

株式会社 スペース

定款

目 次

第1章 総 則

- 第1条 (商 号)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (本店の所在地)
- 第4条 (機 関)
- 第5条 (公告方法)

第2章 株 式

- 第6条 (発行可能株式総数)
- 第7条 (単元株式数)
- 第8条 (単元未満株式についての権利)
- 第9条 (単元未満株式の買増し)
- 第10条 (株主名簿管理人)
- 第11条 (株式取扱規程)

第3章 株主総会

- 第12条 (株主総会の招集)
- 第13条 (定時株主総会の基準日)
- 第14条 (招集権者及び議長)
- 第15条 (決議の方法)
- 第16条 (議決権の代理行使)
- 第17条 (議事録)
- 第18条 (株主総会資料の電子提供)

第4章 取締役及び取締役会

- 第19条 (員 数)
- 第20条 (選任方法)
- 第21条 (任 期)
- 第22条 (取締役会の招集)
- 第23条 (取締役会の招集通知)
- 第24条 (重要な業務執行の決定の委任)
- 第25条 (取締役会の決議方法)
- 第26条 (取締役会の議事録)
- 第27条 (取締役会規程)
- 第28条 (代表取締役及び役付取締役)
- 第29条 (顧問または相談役)
- 第30条 (報酬等)
- 第31条 (取締役の責任免除)

第5章 監査等委員会

- 第32条 (監査等委員会の権限)
- 第33条 (監査等委員会の招集)
- 第34条 (常勤監査等委員)
- 第35条 (監査等委員会の決議方法)
- 第36条 (監査等委員会の議事録)
- 第37条 (監査等委員会規程)

第6章 会計監査人

- 第38条 (選任方法)
- 第39条 (任 期)

第7章 計 算

- 第40条 (事業年度)
- 第41条 (剩余金の配当等の決定機関)

第42条 (剩余金の配当の基準日)

第43条 (配当の除斥期間)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社スペースと称する。

英文では、S P A C E C O., L T D. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ショッピングセンター、百貨店、専門店、飲食店等、商業施設の企画、設計、監理及び施工。
- (2) 博物館、資料館等文化施設、スポーツ・娯楽施設の企画、設計、監理及び施工。
- (3) 都市開発、地域開発、環境整備事業に関する企画、設計、監理及び施工。
- (4) 展示器具、陳列什器、室内外装飾用品、家具等の企画、設計、制作、販売及び輸出入。
- (5) 建築工事、内装仕上工事の企画、設計、監理及び施工。
- (6) 展示場、博覧会、見本市の企画、設計、監理及び施工。
- (7) 広報、広告に関する企画、設計及び制作。
- (8) 前各号に関する調査、コンサルティング、情報の提供及び出版業務。
- (9) 不動産の売買、賃貸及び斡旋。
- (10) 古物の売買及びその受託業務。
- (11) 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、44,736,120株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株

予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会資料の電子提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の1に定める電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任する監査等委員でな

い取締役の任期満了する時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定しなければならない。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(顧問または相談役)

第29条 取締役会は、その決議によって、顧問または相談役を定めることができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤監査等委員)

第34条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から定めることができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名または記名押印する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前第1項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会の招集に関する経過措置)

第1条 現行定款第12条(株主総会の招集)の変更は、当会社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。